

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2008～2010

課題番号：20402009

研究課題名(和文)

アジア留学生の追跡調査—発信型法学教育の目標とその方法論の構築に向けて—

研究課題名(英文)

Follow-up Research on Asian Overseas Students: Aiming for a transmissible model of legal education and towards building a methodology toward this end

研究代表者：

奥田 沙織 (OKUDA SAORI)

名古屋大学・法学研究科・講師

研究者番号：70224152

研究成果の概要(和文)：

主にアジア諸国において、面接によるインタビュー調査を中心に元留学生への追跡調査を行うことにより、背景の異なる国々からの留学生への、従来の日本の法学教育の効果と限界を究明し、それを明らかにした。その結果に基づき、これまでの日本人だけを対象としてきた日本の法学教育方法に、国境・年齢を超えたグローバルな法学教育を組み込んでゆくための方法論を模索し、発信型法学教育への転換に必要な観点について論じた。

研究成果の概要(英文)：

Through a follow up investigation of former overseas students in particular those from various Asian countries, using surveys based on open-ended interviews and a questionnaire, we made to explore and clarify how legal education in Japan up until now has been effective and at the same time what kind of limitations there are for these overseas students from a variety of countries. Based on the result of the survey, we searched a methodology that can combine global legal education that transcends nationality and age with Japan's legal education method which only targets Japanese people, and discussed about the points necessary for a transition to a global transmission of legal education in Japan.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	4,000,000	1,200,000	5,200,000
2009年度	3,500,000	1,050,000	4,550,000
2010年度	3,200,000	960,000	4,160,000
総計	10,700,000	3,210,000	13,910,000

研究分野：留学生教育(法学分野)

科研費の分科・細目：社会科学A・基礎法学

キーワード：1) アジア留学生 (2) 法学教育 (3) 帰国留学生 (4) 追跡調査 (5) 元留学生 (6) ネットワーク (7) 日本留学 (8) 留学効果 (9) 英語による法学教育

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、1990年より、名古屋大学大学院法学研究科・法学部(以下、「本研究科」という)において、外国人留学生(以下、「留学生」という)への指導相談業務に携わってきた。所属

する研究科は、比較的早い段階の1980年代後半より外国人留学生の受入れを開始し、1990年代前半には東アジアを中心に40名前後の留学生が在籍するようになった。1999年には、アジアの途上国支援目的の留学生(以下、「支援目的

留学生」という受入れを開始することとなり、そのための英語による大学院法学教育コース(現在、「本研究科国際法政コース」と称す)を開設した。本研究科全体では、東アジアに加えて東南・中央アジア諸国からの学位を目的とする留学生 100 名余りが在籍するに至っている。伝統的な大学院教育と英語による法学教育が併存して 11 年が経過し、元留学生数は約 400 名に及んでいる。その中で、英語による法学教育コースで学んだカンボジア・ラオス・ベトナム・モンゴル・ウズベキスタン・ミャンマーからの支援目的留学生の卒業生数は、193 名(修士 174 名・博士 19 名(2010 年 9 月現在))を数える。ところで、背景を異にする留学生に対する従来の法学教育が、果たして留学生にとって効果あるものであるのかについては、これまで検証されないままにある。とりわけ、支援目的の公費留学生受入れについては、国費・人材育成支援無償(JDS)事業・円借款プロジェクト・JICA 長期研修員事業等の下で多大な事業投資がされているが、その投資が果たして生かされているのか、少なくとも法学教育分野ではこれまで検証されていない。こうした観点から、本邦で法学教育を終えた後の元留学生を追跡し、日本の法学教育が彼らにどのような結果と効果をもたらし、同時に、どのような限界・欠点が存在したか等について、実際に現地へ赴き、インタビュー調査を行うべきではないかと考えるに至り、本研究計画を立てるに至った。

2. 研究の目的

本研究は、元留学生への追跡調査により、本邦の大学での法学教育を終了した後に、いかなる路に進んだのか、本邦での勉強・研究が帰国後役立っているのか、また、役立っていないとすれば、本邦での法学教育にどのような問題があるのか、等、実際に現地へ赴き元留学生に直接インタビューする中で、従来の法学教育の留学生への効果を検証し、これを法学教育にフィードバックすることにより、グローバル化が進む国際社会に通用する留学生への法学教育の目標とその方法論を探ろうとするものである。現地でのインタビューが必要と考えるのは、アンケート調査では発見できない、見えない情報の取得が可能となるからである。

3. 研究の方法

この研究は、3 年間にわたり、研究代表者及び研究分担者が中心となって行うものである。

元留学生への追跡調査では、研究科が所蔵する名簿、および、各国で形成されつつある本研究科出身者の同窓会や帰国後も継続的關係を有する元留学生の協力を得ながら、1980 年代後半からの、本研究科を修了あるいは満了した元留学生を対象に、進路調査を行い、2008 年度前半に、インタビュー調査の設定項目の確定作業

を行った。なお、インタビュー内容の数値化および面接実施が困難な場合のために書面調査も同時に行うこととし、そのための質問票(和文・英文)の作成を進めた。面接調査は、2008 年 12 月より、留学生の送出しの多い国から開始し、事前に面接対象者に電子メールで質問票を配布し面接までに回答するよう依頼した。2010 年 3 月までの間、順次各国での面接調査を実施し最終年度には、日本国内に居住する者への面接調査を実施した。

なお、質問票の項目は、インタビュー質問事項に即して、留学前・留学中・留学後に分けられる。設問項目は、次の項目で構成される。

調査対象者に関する属性および日本留学先に関する基本情報、日本留学前については、留学先・留学動機・日本への関心・日本語能力、留学後については、語学学習、大学での教育内容、指導教員による論文指導・論文作成サポート環境、日本での教育評価と改善点・英語によるコース評価、留学資金等の生活面での問題、留学生受入態勢、帰国後の進路と就職、日本留学評価、日本留学により形成された人間関係の帰国後の状況について。

最終年度には、元留学生名簿のデータベース化を進めつつ質問票のデータ入力を完了させ、調査データを集計し、面接から得られた具体的な情報と関連させながらその分析を行った。

4. 研究成果

(1) 調査実績

面接によるインタビュー調査は、約 2 年 3 か月に渡り 12 か国で本研究科元留学生 120 名に実施した(表 1 参照)。なお、直接面接を実施している 117 名については質問票を回収している。面接実施が困難だった者については、質問票の回答を依頼し、44 名から質問票を回収することができた。

面接卒業生国籍	人数	面接場所	人数
カナダ	1	東京	1
インドネシア	1	ジャカルタ	1
ミャンマー	1	ヤンゴン	1
ベトナム	20	ハノイ・ホーチミン	19
		シンガポール	1
ウズベキスタン	13	タシケント	10
		サマルカンド	1
		日本	2
ラオス	14	ビエンチャン	14
カンボジア	19	プノンペン	19
中国	19	北京・上海・鄭州・深セン	17
		シンガポール	1
		東京	1
台湾	6	高尾・台北	6
タイ	2	バンコク	2
モンゴル	12	ウランバートル	12
韓国	12	ソウル	10
		名古屋	1
		秋田	1
合計	120	合計	120

表 1 インタビュー調査対象者国籍・数・実施場所

調査対象者の分布は、年齢構成では、24 歳 -57 歳、入学年度は、1978-2008 年、在学年数分布は、2.5 年-11 年、国別の本研究科元留学生数に対する調査対象者数の割合は、ラオス 61%、モンゴル 60%、カンボジア 56%、ベトナム 50%。次いで、ウズベキスタン 33.3%、中国 19%、韓国 41%、台湾 30%。質問票の回収を

含めると*、支援目的の元留学生については卒業生の半数以上への調査を実施することができた。*カンボジア 73%、ウズベキスタンは 50%、中国は 43%

なお、本研究科卒業生名簿上記記載されている 43 名の博士満了退学者については、所在不明者が多く、インタビュー調査はその中の 7 名に限られた。また、その中の 1 名は面接を拒否している。今回の調査では、博士満了退学者の意見がほとんど反映されない結果となったことに留意する必要がある。

(2) 調査結果からみる留学効果について

インタビューでは、帰国後の進路と現在の職業等、元留学生を取り巻く状況、日本留学で評価できる点・改善点、および、日本留学の印象等について、聞き取り調査を行った。調査から得られた結果は、下記のとおりである。

まず、留学前の職業と現在の職業とを比較したところ、調査対象者の中では公共セクター出身者が最も多く、帰国後は、そのほとんどは前職の政府機関に復帰している。公共セクターに続く大学等での研究教育についても、同じ傾向がみられる。学部学生出身の就職先も公共セクターあるいは大学が多い。公共セクター・大学教員・弁護士等専門家が質問回答者の 75% を占める(図1)。

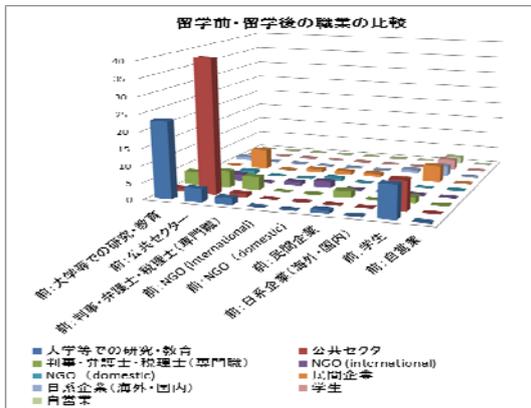


図1 留学前・留学後の職業の比較(質問票集計結果)

ラオスについては、政府機関(国立大学を含む)から派遣された元留学生は、全員が卒業後の職場に復帰している。その中の一人は、卒業後昇進し現在、副官房長兼大臣秘書の地位にあってその国の政策運用等に携わっている。インタビューでは、日本留学で「自分自身の考えをもつことができるようになった」、「日本で学んだことで法律改正に貢献できた」という。上司である司法大臣へのインタビューにおいても、勤勉さ、責任感、誠実さ、知識の面において日本留学が評価されていた。大学で教鞭をとっている元留学生は、日本で学問の自由、自立的な学習の態度を学んだといい(カンボジア)。一方、公共セクター出身者や大学の教員だった者が帰国後、NGO や民間セクター(弁護士・民間企業法務部)に転職するケースも増える傾向がみられた。公共セクターや大学の低い給与に比べ 4 倍

以上の収入が得られることも転職の動機になっているが、地位はあっても以前の職場では能力が生かされないという。こうした事情は、インタビューによらなければ得られない。日本留学は様々な面で元留学生の進路に影響を与えているといえよう。

質問票の集計においても、現在の仕事に留学が役立っているかの質問について、「役立っている」が 70%以上を占める。ただし、各国別の評価が必要であろう(図 2)。

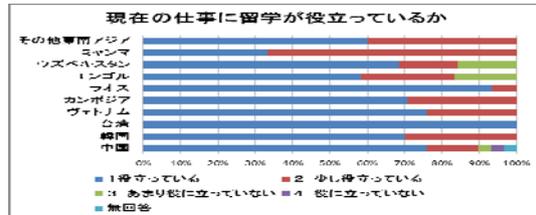


図2 現在の仕事に留学が役立っているか。

その国の社会で日本留学が評価されているかどうか、元留学生自身の評価とキャリアアップに関わってくる。そこで、元留学生の現在の職場での他国(欧米)留学組との給与・待遇等の違いについて、尋ねたところ、80%の元留学生は「同じ」あるいは「良い」と回答している。

家族等近親者に日本留学を勧めるかどうかは、教育研究にとどまらない日本の生活・文化・日本人全体に関わる評価指標といえる。そこで、子供の留学させたい国はどこかを尋ねたところ、米国あるいは日本との回答だった。子供に日本留学させたいモンゴルの元留学生は、公立に比べて学費が高い私立の中学に入学させている。下記の図3(質問票回答)では、家族に日本留学を「強く勧める」「勧めてもよい」が全体として 80%以上を示している。

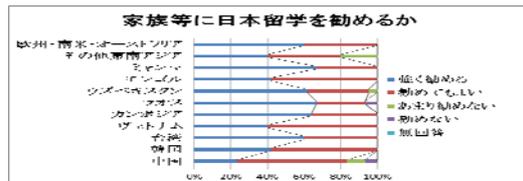


図3 家族等に日本留学を進めるか

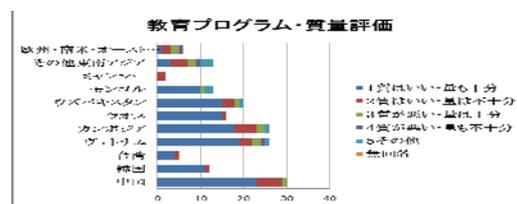


図4 教育プログラム・質量評価

次に、教育面での日本留学評価を質問票回答結果にみると、教育プログラムは「質・量ともによい」が圧倒している(図 4)。とはいえ、カンボジアやベトナムには少数ながら「質が悪い」という評価がみられる。この点は、カンボジアでのヒヤリングで改善点として、講義の文献リストやシラバスが不十分で準備ができない・セミナーの目

的が不明確・カリキュラム等の相談体制がない等の点が指摘された。また、支援目的の留学生以外の東南アジア・欧州等の国からの元留学生については、教育プログラムに対して厳しい評価をしている。

また、当初の留学目的が達成されたかどうかの質問では、「大変勉強できた」「まあまあ勉強できた」に回答した者が90%を示している(図5)。ただし、欧州・南米・オーストラリア・カンボジア・その他東南アジア卒業生の「あまりできなかった」という低い評価は留意する必要がある。

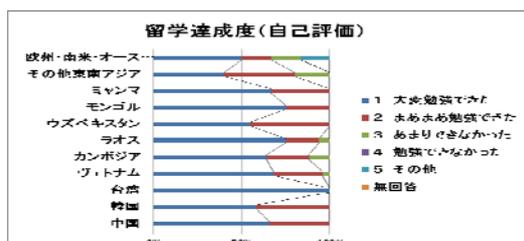


図5 留学達成度(自己評価)

以上の調査結果からは、元留学生には、本邦留学に満足しているという傾向が認められる、といえる。それでは、どのような点で本邦留学が評価されているのであろうか。調査結果から、次の点が評価されていることがわかった。

英語コースを卒業した元留学生については、日本語ではなく英語で教育を受けられるので日本留学が実現できた、というコメントが多い。図6にみるように、英語コースの継続を139名が希望している。伝統的な大学院教育を受けた中国・台湾の博士号取得者の多くも、英語プログラムの継続に積極的な回答している。一方、英語で学習するのでは日本留学の意味がない、また、英語の文献資料が不足していることを理由に、英語コースは、「やめたほうがよい」、「やめるべき」と6名が回答している。

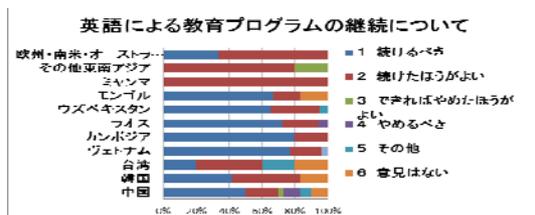


図6 英語による教育プログラムの継続

次に、研究環境(インターネット・法律情報データベースへのアクセス・図書館制度)が挙げられる。研究上の面では、指導教員の学問に対する真剣な姿勢、専門性の高さとその熱心な指導、また、研究科全体の雰囲気と人間関係の良さ等についても、よい評価がある。ただ、指導教員の指導が受けられなかい場合には、「自分に問題があるのでとは不安になり、また、研究をどう進めてよいかわからず憂鬱になった」など、留学生のメンタルな問題にもつながる場合もある。

リスク管理として こうした事態に備えた相談体制が必要であろう。その他、面接の中で、留学でよかった点として挙げられている内容を以下に示す。

思考方法・思考のプロセス・分析方法、自立的な学習、研究ゼミでの議論による批判的思考力が身についたこと、教員・事務員による留学生サポート、留学生が多く在籍する多様な文化環境とその中での活発な議論による視野の拡大、日本語学習環境の良さ、日本人・日本社会の時間の正確さ・事前準備の重要性・真摯で真面目な学習態度・努力・責任ある態度・自己の判断と評価に基づく自発的な行動、資料調査能力の向上・知識欲の喜び、等。

以上のプラス評価は、これまでの本研究科全体の留学生受入れや教育プログラムの改善・支援制度の充実への取りくみが、一定の評価を得ていることを示すものといえる。

他方、日本留学の満足度を低めるマイナスの要因について検証したところ、研究上の問題が知的インフラに関わるものに集中していることが判明した。研究面での障害の克服は最大の課題であり、以下、具体的に、元留学生より示された問題の概要を示すこととする。

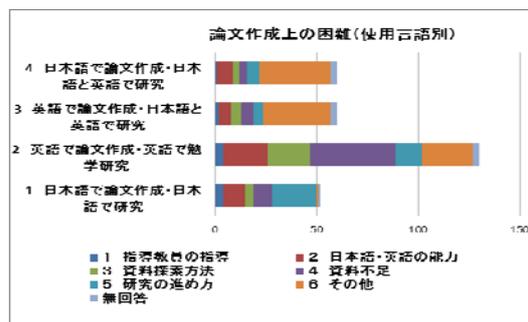


図7 論文作成上の困難(使用言語別)

まず、英語で書かれた日本法・政治制度に関する研究資料の不足については、英語によるコースの留学生から数多く指摘されている(図7参照)。日本法の特徴・制度を学ぶことができない、あるいは、日本における研究状況や判例等の情報獲得の困難、あるいは、日本の学問の発展状況や現在の学問水準を知ることができない等、ヒヤリングの中で、多くの英語コースの卒業生が指摘している。英語による文献不足が不足している以上、英語コースを開くべきではないとの厳しい意見もあった。

カリキュラムの内容・授業の運営方法・授業内容・専門的な授業の不足・カリキュラムや授業に関する指導相談体制がないこと等のカリキュラムに関する事項の指摘も多い。指導教員と留学生の双方が英語を母国語としていないことによるコミュニケーションの困難・英語による授業や論文指導における教員の考えの伝達不足・指導計画

に基づく指導がない、等の指摘もみられる。さらに、「英語による大学院コースが世界的に評価されるものでない場合、卒業生は次のステップで躓くことになる」、「国際社会の変化に対応し、高等教育市場競争に勝つためには、毎年授業カリキュラム等の評価を行い、五年ごとに最新のカリキュラムを提供する必要がある」等、の批判があった。

研究者養成を目的とする伝統的な大学院留学については、長期間取り組んできたにもかかわらず博士学位が取得できなかった元留学生は、学位がないために給与・待遇が悪く職場での問題を抱えているという。質問票への回答(下記の図 8 では、博士課程満了者の指導教員の「学問的な期待値が高すぎる」・指導教員との「学位論文をめぐる意見の差」の割合が学位取得者に比べて圧倒的に高い割合となっている。学位基準を日本人学生と同じレベルに維持するのか、あるいは、学位の分類方式を実施するかを本格的に議論する必要があるのではないかが問われる。

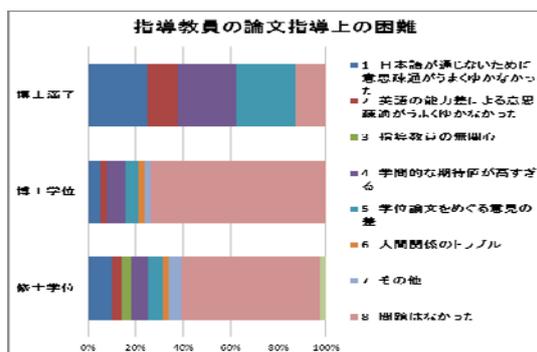


図 8 指導教員による論文指導上の困難

日本留学で留学生が抱える問題の多くは、語学力に関わっているといえよう。指導教員とのコミュニケーション、あるいは、日本人学生とのコミュニケーションが困難なため、特に同国からの留学生がいない場合は日常的に相談する相手が見つからず、孤独感を味わい、メンタルな問題を引き起こすことにもなる。日本語力の問題は様々な面に関わっているといえる。また、日本語に加えて英語によるコースを開設している場合には、教育の効果が両言語の語学力に密接に関わることから、どの程度の語学力が必要か、が明確になっている必要がある。日本語で論文を研究し日本語で論文を作成した留学生の場合、留学前に費やした日本語学習時間は 3 年以上が 40%以上という質問票回答結果がある。英語コースの学生が短期に日本語文献資料を使った研究ができるほどの日本語力をつけるための学習方法と環境をいかに提供できるかも、今後の一つの課題といえよう。

最後に、日本人学生による留学生支援の状況について触れたい。留学生が日本文化・社会

に適応してゆく上で、日本人学生の支援が効果的で、かつ、必要であることは、今回の調査で明らかとなったが、先述したように、英語力の低い日本人学生とのコミュニケーションは困難との回答が多い。また、チューター制度については、調査では半数が「役立った」と評価している(図 10)。が、思ったほどに役立っていない状況のあることが明らかになった。専門分野の指導を受けたいという希望は多いが、英語コースの留学生については英語で専門分野の議論ができるほどの能力が求められること、および、日本人院生の減少により、専門分野の指導はほとんど望めず、現状は日本語学習指導が主なチューター指導内容となっている。

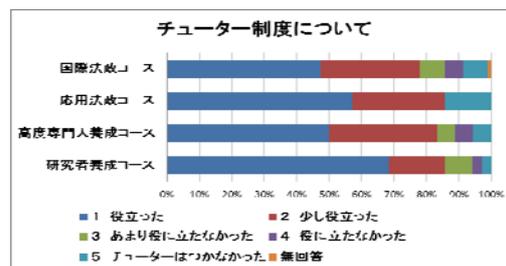


図 10 チューター制度の評価

(3) 総括と提案

本研究は、3 年にわたって、本研究科の元留学生が生活している現地に赴き、面接を行い、帰国後の足跡をたどりながら日本留学が今の仕事やポジションにどうつながっているのか、日本留学がプラスに働いているのか、果たして日本留学に満足しているのか、等について、相手の表情、声、言葉、動きから聞き取るという方法を使って、彼/彼女が卒業後、日本留学をどのように捉え消化しているかを把握することが、主要な研究活動であるといつてよい。総じて、面接した元留学生は、日本留学を評価し、現在のポジション等に満足し、あるいは、将来に向けてさらに飛躍しようとしていた。質問票による調査結果による満足度調査でも高い傾向が示されている。日本留学には一定の成果があったとみなすことができよう。ただ、何が日本留学を評価させるのかは、本調査でも明確につかむことはできなかった。

「日本はアジアの中で例外的に学問の蓄積をしてきた国であり、その長い蓄積と伝統がある。それを日本留学の特色・強さにする。」という元留学生からの指摘がある。従来、その基盤の上に日本人学生への研究指導が行われ、そこに、留学生を受入れてきた。日本の伝統的な法学教育の中で目的を達成するには、留学生は自分自身で日本の法学教育の基盤を学習せざるをえなかった。英語コースについても、その目的を異にしているとはいえ、指導教員への依存度が高い。その意味では伝統的な大学院教育からの脱皮はできていない。日本法の基礎が勉強

できなかったという元留学生のコメントは、重要な指摘といえる。日本で勉学研究を効率的に進めるために必要な教育の内容とそれを伝える教育方法の確立が求められる。また、元留学生からの提案にみる、日本の比較法研究分野の水準を生かした比較法研究方法論の確立と多様な言語による法情報の蓄積とその教育の提供、英語による教育に限らない多言語による教育カリキュラムの提供は、まさに発信型教育プログラムではないかとの提案もあった。

支援目的の留学生受入れについては11年が経過しているが、発展の途上にある送り出し国の教育制度が一様でないことを踏まえた、きめ細やかな柔軟性あるカリキュラムの提供が必要であり、また、研究上の障害として指摘されている日本法に関する英文の資料や教材の不足等への対応や語学力の向上を図るためのカリキュラム開発が求められる。英語のみならず多言語での日本法文献を海外に発信し優れた日本の研究を世界に発信するという視点も。今後重要になるであろう。

また、日本人学生とのコミュニケーションがむずかしいという留学生が多いという点は、大学のキャンパスに多様性が育っていないことを示すものといえる。キャンパス内に留学生が位置づいていないともいえ、日本人学生は、彼らから啓発を受けるという知的な活動チャンスを逃しているともいえよう。教師や異なる文化の学生等が日常的に相互交流のできる環境として機能するキャンパスづくりは、相互に情報を発信する環境を育てることである。留学生受入環境として重要な要素と考える。

最後に、これまで構築された卒業生ネットワークを、元留学生はこれからも発展させるために大学の協力を求めている。ASEAN 諸国間、東アジア圏、それぞれの関係が緊密化する中で、それぞれに卒業生間のネットワークが形成され、評価されつつある。元留学生の現地でのインタビューでは、母校である大学の施設、特にデータベースへのアクセスなど、元留学生と大学との関係の継続を望む声が多く、大学からの情報の発信に留まらない、双方向の情報提供と共有が求められている。海外の日本の会社でコンサルティングをしている元留学生からは、日本の強い情報力と日本が提供する情報源の質の高さの恩恵を被っているというが、帰国し法務サービスに携わる元留学生の知識と情報は、母校が拠点となることで、卒業生相互間での情報交換と最新の情報の集積が期待される。また、国境を越えた法情報ネットワークの形成にもつながる。ネ

ットワークの存在は、元留学生の子弟や後輩等、優秀な人材を日本留学に結び付けてゆく力をも持つのであり、日本を留学先として選んだ理由として「職場の先輩、同僚または友人からの勧め」が多いという今回の調査結果にも、このことが反映している。

以上、本研究では、元留学生への追跡調査によって、ある程度、従来の日本の法学教育の効果と限界を明らかにすることができたと考える。それに基づいて、グローバルな法学教育への転換に必要な観点を、一端ではあるが提示できたと考える。

なお、紙面が限られることから、本成果報告書の内容は、研究成果の概要にとどまるものであり、類型別分析結果等については、研究結果を広く共有できるよう、別途報告書を作成する予定である

5. 主な発表論文等 なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

奥田 沙織(OKUDA SAORI)
名古屋大学大学院法学研究科・講師
研究者番号:70224152

(2)研究分担者

宇田川 幸則(UDAGAWA YUKINORI)
名古屋大学大学院法学研究科・教授
研究者番号:80298835

姜 東局(KANG DONGKOOK)
名古屋大学大学院法学研究科・准教授
研究者番号:80402387

(3)連携研究者 なし

(4)研究協力者

瀬戸 裕之 (SETO HIROYUKI)
京都大学東南アジア研究所・非常勤研究員
伊藤 浩子 (ITO HIROKO)

愛知学院大学法科大学院・非常勤講師
傘谷 祐之 (KASAYA YUSI)

名古屋大学大学院法学研究科・特任講師
ブイ ティ マイ ラン (BUI THI MAI LAN)
名古屋大学大学院法学研究科・研究員
バトボルド アマルサナ (BATBOLD
AMARSANAA)

モンゴル国立大学法学部・教員

石川 勝 (ISHIKAWA MASARU)

株式会社マイクロハウス・代表取締役

小川 晶露 (OGAWA AKITSUYU)

啓明総合法律事務所・弁護士